

学習塾は被災児童生徒の皆さんの十分な学習機会をご提供いたします

東北関東大震災被災児童生徒及びその保護者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会

全国学習塾協会では全国の学習塾に呼び掛け、未曾有の大震災に見舞われた被災地の子どもたちを支援することを目的として『被災児童生徒支援塾』を募集いたしました。

被災児童生徒が一時的に避難・転居等を余儀なくされた場合、避難・転居先での学習機会を確保するため、被災児童生徒支援塾におきまして授業料や教材費等を減免とする等して速やかに受け入れを開始いたします。

東日本大震災にかかる災害救助法適用地域〔ただし、東京都（帰宅困難者対応）を除く〕の方で上記下線部に該当する皆様が対象となります。ご利用いただく場合は、被災児童生徒支援塾一覧【別添】をご覧ください、必ず保護者の方が利用を希望する塾に直接ご連絡して手続きをお取りください。

※災害救助法適用地域

[ご利用いただく際の留意点]

◆被災児童生徒支援塾は、受け入れにあたって東北関東大震災における被災児童生徒支援に関する基本方針を順守しておりますが、同方針の範囲内で各塾の受け入れ条件が異なるケースもございます。ご利用にあたっては、契約の形になりますので十分な説明をお受けいただき内容をご理解の上ご契約ください。

◆罹災証明書及びお子様の身分証が必要となります。塾にご持参ください。お子様の身分証とは、学生証、保険証、(保護者の方の免許証、パスポート等含む)になります。なお、罹災証明書がない場合は、免許証や保険証等で住所確認し、後日交付され次第、罹災証明書を提出いただきます。福島原子力発電所事故に伴い国の避難指示が出ている地域の方は、身分証等で住所確認できれば結構です。

【別添】被災児童生徒支援塾一覧